

事後評価調書

I 事業概要													
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）												
地区名	こいけようすい 小池用水地区												
事業箇所	稲沢市、あま市												
事業のあらまし	<p>本地区の対象地域は愛知県西部の稲沢市とあま市にまたがり、二級河川福田川沿いに広がる567.7haの優良な農村地域である。</p> <p>地区内の用水路は1968年から1978年にかけて実施されたかんがい排水事業により整備された。こうした中、1950年代半ばからの高度経済成長期に、地下水の過剰なくみ上げによって当地域を含む尾張西部地域で地盤沈下が著しく進行に伴い、用水路に不等沈下やクラックが発生し、通水機能の低下が生じたため、必要な用水の配水が困難となり営農に支障をきたしていた。</p> <p>このため、機能低下した用水路を改修し、農業用水を安定供給することにより農業経営の安定を図ることを目的として、1999年度から地盤沈下対策事業を実施し、2016年度に完成した。</p>												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能低下した用水路を改修し、用水を安定供給することで、農業経営の安定を図る。 <p>【副次目標】</p> <p>—</p>												
事業費	事業費		内訳										
	30.6億円		■工事費 27.7億円、 ■用補費 1.4億円、 ■その他 1.5億円										
事業期間	採択年度	1999年度	着工年度	2000年度	完成年度	2016年度							
事業内容	用水路工 5.1km												
II 評価													
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>用水路の改修により、用水が安定供給され、安定した営農が行われている。</p> <p>平均単収</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計画時</th> <th>再評価時(2008)</th> <th>実績(2020)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻</td> <td>471kg/10a</td> <td>503kg/10a</td> <td>480kg/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>用水が安定供給され、概ね計画どおりの営農が行われており、本事業は農業経営の安定に寄与していると評価できる。</p>				区分	計画時	再評価時(2008)	実績(2020)	水稻	471kg/10a	503kg/10a	480kg/10a
	区分	計画時	再評価時(2008)	実績(2020)									
水稻	471kg/10a	503kg/10a	480kg/10a										
2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>												

②事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

項目		再評価時 (2005)	実績 (2021)	備考
事業期間		1999～2013 (15年間)	1999～2016 (18年間)	
事業費 (億円)	工事費	31.3	27.7	
	用地補償費	0.7	1.4	
	その他	2.3	1.5	
	合計	34.3	30.6	3.7億円減
効果の 算定要因	作付面積(水稲)	238.1 ha	221.2 ha	16.9ha 減
	平均単収(水稲)	503 kg/10a	480 kg/10a	23kg/10a 減

【事業期間に対する評価】

付帯工事及び建物事後調査等により事業期間を3年延長したが、計画期間内に本体工事は完了していたため、期間延長による影響はなかった。

【事業費に対する評価】

コスト縮減(入札等)により事業費が3.7億円減少した。

【効果の算定要因に対する評価】

用水路の改修により用水が安定供給され、安定した農業生産が行われていることから、効果については、概ね計画どおり発現していると評価できる。

③事業実施による環境の変化

工事施工にあたり、低振動、低騒音の作業機械を使用するなど、周辺環境に配慮したため、生活環境や自然環境への影響を最小限に抑えることができた。

III 対応方針(案)

今後の事後評価の必要性	主要目標が概ね計画通り達成されているため、今後の事後評価は不要である。
改善措置の必要性	主要目標が概ね計画通り達成されているため、改善措置は不要である。
同種事業に反映すべき事項	鉄道との交差部の施工協議において、施工時の地盤変動による鉄道への影響について、検討及び調整に相当な期間を要したことから、他機関との施工協議を行う十分な期間を確保することも重要である。

IV 事業評価監視委員会の意見

小池用水地区の対応方針(案)[改善措置等必要なし]を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし